

2022 年 2 月 19 日

JAL 被解雇者労働組合
委員長 山口宏弥 殿

JAL 不当解雇撤回客乗原告団	団長	内田 妙子
	副団長	斉藤 良子
	副団長	森 陽子
	副団長	安藤真由美
	事務局長	飯田 幸子

「JAL 不当解雇撤回争議支援 JHU カンパへのご協力をお願い」文書について
～抗議ならびに訂正の要請～

貴組合のホームページに掲載されている 2 月 6 日付文書「JAL 不当解雇撤回争議支援 JHU カンパへのご協力をお願い」に以下の点で誤りがあります。

最後の段落に「JHU 設立以来、既存の 2 労組は JHU と共闘しないとしていることから、JHU の活動に対して争議団から交通費などが一切支払われていません。」とありますが、争議団からの交通費などについては、JHU だけでなく、JFU や CCU の活動にも一切支払われていません。このことは、これまでの合同原告団集会で山口氏も含めて出された質問に対し何度も繰り返し説明している通りです。山口氏は説明内容について、理解されていなかったのでしょうか？ご記憶にないのであれば、議事録をご参照願います。この間、支援者の方からも誤った情報に基づく疑問が出されていましたが、今回の掲載内容は更に多くの支援者に誤解を与えるものです。

また、「さらには、2022 年 1 月 23 日、客乗争議団が『2 月以降当面、活動を休止する』『財政も凍結する』ことを多数の同意を得たとして決定したため、JHU に加入した後もこれまでどおり客乗争議団として活動を継続している人への争議団からの活動補償も得られなくなっています。」とありますが、山口氏の指摘する活動補償とはどのような補償を指しているのでしょうか？以前に支払われていた活動参加に伴う手当の事でしょうか？そうであれば、2 月以降の客乗争議団の活動休止によって支払われなくなったかのような記述は誤りです。争議団の財政状況に伴い 2020 年 9 月から乗員・客乗の両争議団全員（専従や会計担当等を除く）に対する活動手当の支払いは一切行われていません。従って、JHU に加入された客乗の組合員だけが支払われていないかのような記述は失当です。

貴労組が支援者や労組、団体各位に向けて、こうした誤った情報を文書にて配信し、カンパの協力をお願いすることは、これまで長年に亘って JAL 争議団をご支援して下さいしている皆さまに対して、大変失礼なことであり言語道断です。また、これまで 10 年以上に亘って一緒に活動をしてきた争議団の仲間を裏切る行為でもあり、客乗争議団として看過できません。

ここに強く抗議すると共に、即刻文書を訂正して頂くよう要請するものです。

貴労組のホームページ掲載から時間も経過しており、2 月 20 日午後 12 時までに訂正がされない場合は、JAL 争議団のホームページに掲載することに致します。

以上